

# 東昌小学校いじめ防止基本方針

R 6. 3月改定

## 1 いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 基本的考え方

- (1) 「どの学校でも、どの子にも起こり得る。」との認識のもと、組織的に未然防止や早期発見に努める。
- (2) いじめの訴えがあった場合、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応をする。また、いじめを認知した場合、いじめられている児童に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- (3) いじめを行った児童に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、絶対に許されない行為であることを十分に理解させ、根気強く毅然とした指導を徹底する。
- (4) いじめは、学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題であるという認識で対処する。

## 3 組織

- (1) 生徒指導連絡会(未然防止のための組織)「いじめ対策必携」の活用  
毎月、職員会議後に全職員で児童の課題について情報交換を行う。週1回の職員朝会と職員連絡会(放課後)でも、共通理解を図っておくべき情報があった場合には報告する。
- (2) いじめ防止対策委員会(いじめに対応した組織)
  - ① 構成員  
校長、教頭、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、SC、SSW  
以上の職員を中心に協議や対応する内容に応じて参加者を定める。
  - ② 活動  
いじめの未然防止や早期発見に関すること  
いじめ事案に対する対応に関すること
- (3) 信頼される学校づくり委員会(PTA、地域との連携)
  - ① 構成員  
学校運営協議会、校長、教頭、生徒指導主任
  - ② 活動  
年3回の委員会の中でいじめ問題についても情報交換を実施(7月、12月、2月)

## 4 いじめに対する具体的な措置

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

### (1) 未然防止

- ① 認め合い高め合う教育活動
  - 日々の授業の充実(分かる授業、児童が主体的に活動する授業)
    - ・ 管理職による日常の授業参観と助言
    - ・ 研究授業の実施と日々の授業への還元
    - ・ 年度当初に「東昌ベーシック」を使って、授業の共通実践事項を再確認
  - 学級活動
    - ・ 話し合い活動の充実によるコミュニケーション能力の育成  
お互いの意見を認めながら、自分の意見を伝える話し合い活動
    - ・ ソーシャルスキルカードの活用による指導
  - 縦割り班活動
    - ・ 小規模校の特性を生かし、学校生活の様々な場面において縦割り班による活動を実施  
縦の関係の中で伝統的に「上学年が下学年を導き、下学年が上学年を慕う」よりよい人間関係の集団づくりを図る。
    - ・ 活動例：清掃活動、運動会での全員リレー、校区美化活動

- 情報モラルの指導
  - ・ ネットいじめ防止教育の推進（DQワールドの活用等）
  - ・ 総合的な学習の時間における情報モラルの指導  
3年生(掲示板), 4年生(メール), 5年生(チャット), 6年生(ホームページ)
- 「SOSの出し方に関する教育」の推進を図る。(6年生)
- ② 生命尊重の指導
  - 積極的生徒指導
    - ・ 生徒指導の全体計画にもとづいた指導
    - ・ 毎月の生活努力目標の徹底, あいさつ指導の徹底
  - 道徳
    - ・ 道徳教育の全体計画にもとづいた指導
    - ・ 道徳の授業参観の実施(県民週間中の「心の教育の日」)
  - 人権教育
    - ・ 人権教育の年間指導計画にもとづいた指導
    - ・ 人権週間の実施(11月～12月)
- ③ いじめ問題を考える週間での取組
  - 4月 アンケートの実施, 学級活動や道徳の授業, 全校朝会での講話等での指導
  - 9月 アンケートの実施, 学級活動や道徳の授業, 全校朝会での講話等での指導
- ④ 鹿児島市いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)での取組(5月25日～6月25日)
  - いじめ防止標語及びいじめ防止ポスターの作成
  - 道徳や学級活動での授業の実施
  - 保護者への啓発活動
- ⑤ 連 携
  - 保護者・地域
    - ・ PTA総会や学校便り等での説明
    - ・ ホームページへの基本方針の掲載
    - ・ 各種研修会への参加呼びかけ  
例:「明るく楽しい学校づくり市民大会」, 「松元地域人権教育問題研修会」等
    - ・ PTA活動, あいご会活動, 校区公民館及び各種地域活動への積極的な参加の呼びかけ  
(交流活動の推進による信頼関係づくり)
  - 関係機関
    - ・ 教育委員会の方針や指導に沿い, 必要に応じて関係機関を活用した教育活動の展開と保護者等への周知  
(市教育相談室, SC, SSW, 臨床心理相談員等)
    - ・ 警察(地域の駐在所)との情報交換 ※スクールゾーン委員会に出席されている
    - ・ 民生委員, 主任児童委員との情報交換
    - ・ 幼小連携研修会, 小中連携研修会での研修や情報交換

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部(少年サポートセンター)	232-7869
鹿児島西警察署	285-0100
松元交番(平成27年4月より)	278-1193
県総合教育センター教育相談課	294-2200
参考「かごしま教育ホットライン24」	0120-783-574
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市こども福祉課	216-1260
県精神保健福祉センター	218-4755

(2) 早期発見・早期対応

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識する。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することができるようにしていく。

① 実態把握

- 毎月1回のアンケート実施と「学校楽しいーと」等活用による分析と支援計画
- 職員の観察，児童からの情報，保護者や地域からの情報
- 校内巡視(管理職及び職員)
- SNSチェックシート等によるネットいじめの実態把握

② 相談体制

- 教育相談の実施
  - ・ 計画的教育相談 年1回
  - ・ 必要に応じて，随時の教育相談の実施（月1回水曜日等）
  - ・ いじめの相談窓口の設置
- 家庭訪問の実施
  - ・ 計画的家庭訪問 年1回
  - ・ 必要に応じて，随時の家庭訪問の実施

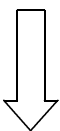
③ 迅速な対応と連携

実際にいじめが発生した場合に，東昌小学校では以下のようにして問題に取り組む。

いじめがあることが確認された場合は，直ちに，いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し，いじめたとされる児童に対して，担任と生徒指導主任等の二人以上で事情を聴き取り，確認した上で記録する。

○ いじめの情報

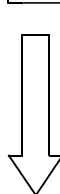
- ・ 職員からの情報  
(最近様子がおかしい。よく友だちにかからかわれている等)
- ・ 本人や保護者，地域からの訴え  
(嫌なことをされている等)
- ・ アンケート，教育相談，日常生活の観察，日記，連絡帳



担任及び担任以外の職員がいじめが疑われると思ったり，いじめに関する情報を得た場合，生徒指導主任に相談。生徒指導主任は管理職に報告。担任だけに任せず，組織的に動き出す。

○ 実態調査

生徒指導主任はいじめ調査委員会を開く 次の手順を進める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任と生徒指導主任は問題の状況を再度確認する。</li> <li>・ 担任は関係職員に結果を報告し，調査委員会で協議。</li> </ul> ※ 問題が長期化しない場合は担任が指導する。 ※ 本人からいじめの訴えがあった場合は「いじめ」と判断して対応する。	関係職員 校長 教頭 保護者対応 関係機関対応 生徒指導主任 調査委員会開催 学級担任 児童対応
--	--



情報収集の内容

- ・ 誰が誰を
- ・ いつどこで
- ・ どのようないじめか
- ・ きっかけは
- ・ 期間は(いつ頃からどれくらいの期間)

○ いじめの発生

<p>学校長はいじめ対策委員会（臨時の職員会議）を開き、次の手順で進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任はいじめの状況説明を行う。</li> <li>・ 今後の具体的な対策を話し合う。 （いじめを受けた子どもをどう守るか。いじめをした子どもをどう指導するか等）</li> <li>・ 全職員の役割を分担する。</li> </ul> <p>※ 対策委員会で決まったことは、いじめられた子ども、いじめた子どもの保護者へ連絡し、話し合う。</p> <p>※ 保護者からの要望も考慮して具体策を考える。</p> <p>※ 信頼される学校づくり委員会への報告（必要に応じて協議の実施）</p> <p>※ 教育委員会等関係機関との連携。スクールカウンセラー、その他必要に応じた関係者及び外部専門家（臨床心理相談員）</p>	<p>関係職員</p> <p>校長 教頭 保護者対応 教育委員会等関係機関対応 生徒指導主任 学級担任 児童対応 保護者対応 全職員 周囲児童対応 児童全体対応</p> <p>※ 状況によっては、いじめられた子ども、いじめた子どもの保護者も参加。</p>
--	---



○ 経過を見守る

<p>学校長はいじめが止まっている状況が継続しているか確認を行う（3ヵ月）。</p> <p>次の手順で進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長は各担当からの報告を聞き、対策に問題はないかを確認する。</li> <li>・ 校長は毎日いじめられた子どもと面接を行い、本人が心身の苦痛を感じていないか確認する。</li> <li>・ 職員はいじめた子どもの再発防止に努める。</li> </ul> <p>※ 万が一改善が見られない場合は、再度いじめ対策委員会を開く。</p> <p>※ 担任は定期的に子どもの様子を保護者に伝える。</p> <p>※ 関係機関との連携、信頼される学校づくり委員会への報告</p>	<p>関係職員</p> <p>校長 教頭 保護者対応 関係機関対応 生徒指導主任 学級担任 児童対応 保護者対応 全職員 周囲児童対応 児童全体対応</p>
---	--

(3) 教職員の資質向上

- ① 事例研修会（年3回）
- ② 外部講師を招いての研修会
  - 市青少年課の講師派遣事業を活用しての研修
  - 特別支援の観点からの講師を招いての研修
- ③ 「児童生徒の心と身体を守るために～皆さんと共に考えていく～」VOL. 1～3号を使った研修

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味「いじめ防止対策推進法」より

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合（28条第1項第1号）
  - ・ 児童生徒が自殺を企画した場合
  - ・ 人体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神症の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合（28条第1項第2号）  
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記めやすに関わらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査着手することが必要である。

(2) 迅速な対応と連携

実際に重大事態が発生した場合に、東昌小学校では以下のようにして問題に取り組む。

重大事態があることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と生徒指導主任等の二人以上で事情を聴き取り、確認した上で記録する。

○ 初期対応

- ・ 教育委員会に直ちに報告し、対応を協議する。
- ・ 事案によって警察へ連絡する

○ 実態調査

<p>生徒指導主任はいじめ（重大事態）調査委員会を開く。 次の手順を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任と生徒指導主任は問題の状況を確認する。</li> <li>・ 担任は関係職員に結果を報告し、調査委員会で協議。</li> </ul>	<p>関係職員</p> <p>校長 教頭 保護者対応 関係機関対応 生徒指導主任 調査委員会開催 学級担任 児童対応</p>
--	--

↓ 情報収集の内容

- ・ 誰が誰を ・ いつどこで ・ どのようないじめ（重大事態）
- ・ きっかけは ・ 期間は（いつ頃からどれくらいの期間）

○ 重大事態の発生

<p>学校長はいじめ重大事態調査委員会（臨時の職員会議）を設立する。 次手順を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担任はいじめ（重大事態）の状況説明を行う。</li> <li>・ 今後の具体的な対策を話し合う。 （いじめを受けた子どもをどう守るか。いじめをした子どもをどう指導するか等）</li> <li>・ 全職員の役割を分担する。</li> </ul> <p>※ 対策委員会で決まったことは、いじめられた子ども、いじめた子どもの保護者へ連絡し、話し合う。</p> <p>※ 保護者からの要望も考慮して具体策を考える。</p> <p>※ 信頼される学校づくり委員会への報告（協議の実施）</p> <p>※ 教育委員会等関係機関との連携。スクールカウンセラー、その他、関係者及び外部専門家（臨床心理相談員）</p>	<p>関係職員</p> <p>校長 教頭 保護者対応 教育委員会等関係機関対応 報道機関対応 生徒指導主任 学級担任 児童対応 保護者対応 全職員 周囲児童対応 児童全体対応</p> <p>※ 状況によっては、いじめられた子ども、いじめた子どもの保護者も参加。</p>
---	--

↓ 経過を見守る

○ 経過を見守る

<p>学校長はいじめが止まっている状況が継続しているか確認を行う。（3ヵ月程度） 次の手順を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校長は各担当からの報告を聞き、対策に問題はないかを確認する。</li> <li>・ 校長は毎日いじめられた子どもと面接を行い、本人が心身の苦痛を感じていないか確認する。</li> <li>・ 職員はいじめた子どもの再発防止に努める。</li> </ul> <p>※ 万が一改善が見られない場合は、再度いじめ（重大事態）対策委員会を開く。</p> <p>※ 担任は定期的に子どもの様子を保護者に伝える。</p> <p>※ 関係機関との連携、信頼される学校づくり委員会への報告</p>	<p>関係職員</p> <p>校長 教頭 保護者対応 関係機関対応 報道機関対応 生徒指導主任 学級担任 児童対応 保護者対応 全職員 周囲児童対応 児童全体対応</p>
--	---

## 6 年間計画

	児 童	職 員	検 証
4	○いじめ問題を考える週間 ・アンケート調査 ・学級活動, 道徳 ・全校朝会講話, 学校だより ○家庭訪問	○教育課程における人権同和教育の内容確認 ○学級経営方針への記載と児童, 保護者への周知 ○確実な引継と児童の実態把握	○年間活動計画確認 ○アンケート分析 ○生徒指導連絡会
5	○市いじめ防止啓発強調月間 ・標語, ポスター作成 ・道徳, 学級活動	○強調月間の趣旨や取組の指導 ○児童自らが考える「いじめ防止」策について指導	○生徒指導連絡会
6	○児童総会での話し合い		○生徒指導連絡会
7	○いじめ実態調査	○人権教育研修 ・外部講師依頼 ○教育相談 (夏季休業中)	○学期末 (評価・改善) ○生徒指導連絡会 ○信頼される学校づくり委員会
8		○長期休業中の児童の実態把握	○調査の分析 ○必要に応じた家庭との連携
9	○いじめ問題を考える週間 ・アンケート調査 ・学級活動, 道徳 ・全校朝会講話, 学校だより ○ (携帯・ネット利用調査)	○長期休業明けの児童の様子を注意深く観察	○アンケートの分析 ○学期末評価の結果をもとにした改善点の確認 ○生徒指導連絡会
10	○ (児童総会での話し合い) ○教育相談	○明るく楽しい学校づくり市民大会への参加 ○教育課程作成	○児童が考える具体策についての反省と改善 ○生徒指導連絡会
11	○県民週間 ・道徳の一斉授業参観  ○人権旬間 ・人権教室	○松元地域人権問題研修会への参加  ○人権旬間に伴う職員研修	○生徒指導連絡会
12			○学期末 (評価・改善) ○生徒指導連絡会 ○信頼される学校づくり委員会
1	○生活アンケートの実施	○長期休業明けの児童の様子を注意深く観察	○アンケートの分析 ○学期末評価の結果をもとにした改善点の確認 ○年間活動計画作成 ○生徒指導連絡会
2			○生徒指導連絡会 ○信頼される学校づくり委員会
3		↓	○学期末 (評価・改善) ・課題の確認, 次年度への引継 ○生徒指導連絡会